

国体会場に一重支出

賀

住民監査請求 杉本県議が陳述

滋

滋賀県が国体の主会場整備のために、県費を使って土地改良工事を行ったばかりの農地を県費で買収することを県費で買収することは「税金の一重支出になる」とした住民監査請求で、請求人である日本共産党の杉本敏隆

県議が9月26日、陳述しました。

杉本氏は、国体の主会場選定専門委員会が会場を選定したのが2014年5月20日で、2日後の22日に農地を土地改良するための委託契約が結ばれ、同日の県議会常任委員会で農地買収の話が出た事

実を指摘。「部局間でしっかり連携が図られていれば、当該農地を外し、土地改良事業計画の変更ができた」と述べました。

また、県議会で三ヶ月大造知事が「決定したのは2014年12月」と答弁したことについて、「その時点ではまだ用排水管工事は行われていない。『このまま土地改良を続けていいのか』という地主の危惧(きぐ)も無視して、県はその後2年間も土地改良事業を続けさせた」と指摘。「当該農地の土地改良事業は土地の売買価格を引き上げただけのもの。県費を投入した土地改良農地で一度も作付けをしないことは全国に例がない。税金の無駄遣いだ」と訴えました。